



～生前贈与はできなくなるの??～

税理士・行政書士・ファイナンシャルプランナー

村尾 法生



相続税対策の王道としてよく行われる方法として「生前贈与(暦年贈与)」があります。年間110万円まで贈与であれば、贈与税がかからず(無税)で生前贈与をすることができ、相続財産を減らし相続税の節税をすることができる制度です。しかし、近い将来、この制度がなくなり「暦年贈与が廃止される」「相続税と贈与税が一体化される」といったことが危惧されております。まだ、具体的な内容や改正時期は未定ですが、早ければ令和5年度に改正があるかもしれません。

■予想される贈与税の改正内容

1. 暦年課税制度の廃止・・・暦年贈与制度が廃止され、相続時精算課税制度に一本化。
生前贈与された財産は、全て相続税の課税対象。
2. 生前贈与の加算期間の延長・・・相続開始前の生前贈与財産の相続財産への加算期間が延長。
3年→5年?10年?それ以上?
3. 贈与税非課税枠の廃止・・・「教育資金の一括贈与」「住宅所得等資金の一括贈与」「子育て・結婚資金の一括贈与」などの非課税枠の廃止。

■生前贈与のしかた

生前贈与を行うときには次の点に注意し、確実に証拠を残すことが大切です。

1. 贈与契約書を作る

贈与は、自分の財産を無償で相手に与える意思表示をし、相手が受諾することによって成立します。贈与は口頭(口約束)でも成立しますが、贈与の成立を明確にするため、贈与契約書を作成しましょう。

2. 金銭の贈与は振込みで行う

銀行振込みをすると振込手数料がかかりますが、通帳に「いつ・誰が・誰に・いくら渡した」と印字してくれますので、わずかな手数料を惜まずに銀行振込にしましょう。

3. 贈与を受けた人が通帳・印鑑も管理する

名義預金(借名預金)とならないように、贈与を受けた人自身が、預金の管理(口座開設、預金、通帳・印鑑・キャッシュカードの保管)をすること。

贈与契約書

贈与者 ●●●●(以下「甲」という)と受贈者◆◆◆◆
(以下「乙」という)は、本日、以下の通り贈与契約を締結した。

第1条(贈与の合意)

甲は乙に対し、甲の所有する下記の財産を贈与することを約し、乙はこれを受諾した。

現金 1,000,000 円

第2条(振込)

甲は乙に対し、第1条記載の金銭を乙指定の下記口座に振込んで支払うものとする。

銀行名: ●●銀行
支店名: ○○支店
口座番号: 1234567
口座名義: ◆◆◆◆

上記のとおり契約が成立したので、契約書2通を作成し、甲乙各1通を保有する。

令和 4年 月 日

贈与者 甲 (住所)

(氏名) ㊟

受贈者 乙 (住所)

(氏名) ㊟

村尾法生税理士事務所(村尾法生行政書士事務所・合同会社村尾FP事務所)

〒604-8175 京都市中京区室町御池下ル円福寺町342-1 VOICE21ビル401号

TEL:075-708-5591

FAX:075-708-5592

E-mail:murao-kimio@tkcnf.or.jp